

第七回 参議院厚生委員会會議録第二十六号

昭和二十五年四月六日 木曜日 午前十一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○生活保護法案(内閣送付)

○委員長(塚本重蔵君) これより會議を開きます。日程の順序を変更して、健康保険法等の一部を改正する法律案の審議に入りたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。それでは健康保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず提案の説明を願います。

○國務大臣(林銑治君) 只今議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

健康保険、船員保険及び厚生年金保険におきましては、保険料等を滞納した場合の延滞金の割合は、従来から大體国税徴収法と同一歩調をとつて参つたのであります。このたび国税徴収法の一部が改正されましたので、その趣旨に同調いたしました。延滞金の割合「二十銭を八銭」に引下げたいと存する次第であります。

又徴収金額の一部について納付があつた場合には、その日以後の期間に係る延滞金は、従来から納付済額を差引いた額について計算するよう取扱つておつたのであります。この際これ

を明確に規定したいと存する次第であります。

何とぞ御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。詳細に亘りましては政府委員から御説明申し上げます。

○委員長(塚本重蔵君) お諮りいたします。本案の審議を次回に延期して、生活保護法案の審議に入りたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(塚本重蔵君) 生活保護法案について質疑を続行いたします。質疑の通告がありますから、これを許します。山下委員。

○山下義信君 私は本案の大体骨子と考えられます点につきまして、それらの諸点は若干政策に関係があると思われまゝで、政府のお考を聴きまして、そうして細部につきまして事務当局の御見解を伺う、こういう気持ちで、先ず、政府の御所見を承りたいと思ひるのであります。質疑に先立ちまして、私は本案の提出に際しましては、深い情熱を以てこの案を受取るものであります。同時にこの機会に本案が、私共とは反対の立場であります現内閣の、而も保守党内閣の手によりまして、こういう性格の法律案が提出せられ、まじつたといふことにつきましては、敬意を表するものであります。同時に本案の立法に当られました関係諸

君の勞苦を深く多とするものであります。私の伺ひたいと思ひますこの重要骨子と申しますか、そういう点は約十點程あるのでございますが、委員会のお許しを受けまして、或いは他の同僚諸君の御質疑と前後いたしましたして、適當な与えられた機会に明かにさせて頂きたいと思ひるのであります。

第一点は、本法の目的は、提案の御説明にありますように、従来の現行法の性格をすつかり脱却いたしました。いわゆる久しく我々の待望いたしました憲法第二十五條の精神を具現する社会保障の理想の実現を目指す性格のものであるという御提案の理由にありました通り、そういう劃期的な性格を帯びております本法でございます。それから、言い換えますと、この法によりまして生活の保障が与えられて行く。その保障の範囲が私は現在の生活保護法よりは十分その理想に副い得るようには拡大強化せられてあるものと考へるのでございまして、果してさうでございまして、保障の範囲が、或いはその対象において、或いはその保障の限界において、或いはその保障の程度において現行法よりは確かに拡大強化せられたものでなければならぬ筈であります。いろいろに用語が異なり立法の体裁が、かのごとく改められましても、その内容というものが現行法と少しも變りがないといふことでございすれば、御提案の趣旨は悉くこれは偽りであると

申さなければなりません。でございまして、確かにそれらの保障の範囲というものがいろいろな面において拡大強化せられたものであると考へるのでありますが、果してさうでございまして、言い換えますと、社会保障制度の実現せられた際におきましても、恐らくこの法案に大なる改正を加へなくともよいという御確信をお持ちであらうと思ひます。それから、いわゆる社会保障制度的性格の生活保護法であるべきでありますから、重ねてお尋ねいたしたのでございしますが、保障の範囲が確かに拡大強化せられたものであると本員は受取つておるのでございしますが、さうでございまして、その点を先ず第一点として承りたいと思ひるのでございします。

○國務大臣(林銑治君) 只今山下委員からのお話のございましたように、この度の生活保護法の問題は、勿論これまで行われておりましたよりも更に拡大強化せられたものと私共も考へております。従つて今後において、まことにこの社会保障制度につきましても、これが骨子と將來なつて行くものと考へております。

○山下義信君 そういたしますと、先ずその保障の拡大強化せられた内容の一つといたしましては、対象者の範囲でございまして、これは現行法には極めて曖昧たる表現でなつておりまして、改正案におきましては、第一條にや明確に規定されてあるものでございしますが、尙未だこの法案全体を通

じましてその概念が、範疇がはつきりいたしませんので、伺ひのであります。が、この第一條によりまして、「生活に困窮するすべての国民」からなつております。且つこれが集約せられて、一つのテクニックとしてそれが定義せられてありますことは、言ひまでもなく第六條第二項に「要保護者」としてその定義がせられてございします。その要保護者の説明もこの法律で尽されてあるでございしますけれども、尙明確でございしません。その生活に困窮する程度は如何なる程度を指しておるのでございまして、これが第一点でございします。困窮という文字の解釈はいろいろございします。或いは貧窮、或いは極貧、或いは困窮、日本文字で種々異つた文字はございしますが、困窮という文字は極貧とか、貧窮とかいふ文字とは少しく差違があるように考へられます。これは諸外國の法的扶助の制度を見ましても、最低の一番の貧乏人という意味とは少し違ふと思ひのであります。いわゆる最下位の表現では私はないと考へるのであります。困窮という程度はこの法律では如何なる程度と考へるのでございまして、その点であります。只今保障の範囲が拡大強化するのだ、社会保障の性格で行くのだ、こういう考でございしますからこの点を伺ひのであります。と申しますのは例えは保護の種類に、教育扶助、住宅扶助、その他の扶助がございします。生活扶助を受けなくなつても、教育扶助や

住宅扶助や生業扶助は受けられる筈になつております。医療扶助も亦然りでございます。現に改正案の生業扶助のところにはそれが明らかにされてあります。然るにこれは事務当局にも私はチエックしておいて頂きたいと思つたのであります。すべて教育扶助や住宅扶助のところは参りますという、生活に困窮しておるものが皆それらの扶助を受けることになつておる。つまり言い換えますと、この法律によりますと、先の方で扶助の種類のところは参りましたときに、いわゆる被保護者でなければ……これは恐らく立法のミスであらうと思つたのであります。被保護者でなければ教育扶助も住宅扶助もすべて受けられぬことになつておる。要保護者というものの定義がこの法律の中で一定してないところがあるであります。細かいところは避けて参りますが、ともかくも困窮という程度はどのように考えておられますか、この点を明かにして頂きたいと思つたのであります。

○国務大臣(林義朗君) 只今の「國が生活に困窮するすべての國民」の「困窮」の程度についての問題であります。これが、これは第三條と第八條の二項において定められておるわけですから、これによつて行いたいと考えておるわけであります。

○山下義信君 第三條がその生活に困窮するといふ程度であるとする、従来の私共が考えておりました困窮という程度よりも相当程度が、何と申しますか、少しく上げて考えられておるよりに思ふのであります。具体的に申しますと、困窮のため、第三條に言われているような最低限度の健康で文化的

な生活水準を維持することのできないもの、又はその虞れのある者が等しく本法の対象であらうと思ひますが、その点は如何でございましょう。

○国務大臣(林義朗君) 只今の生活の水準でございまして、これは、實際に照し合せて、そのときの實情に基きましてこれを保護すべきもの、保護して行きたいと考えております。

○山下義信君 そういふお答では、話としては受取れますが、法律の上で條文に合せては解釈しかねるのでございまして、それでは先程本員が伺ひましたように、例えば第十七條の生業扶助のところにおきましては「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者」、こうなつております。この者には生業扶助という一つの保護を與えようといふことになつておる。然るにその他の十五條、十四條、十三條等の教育扶助、住宅扶助、或いは医療扶助にいたしましても、それらの條項の中には「又はそのおそれのある者」といふことが省かれてある。そういったし、本法で言うところの要保護者と申しますものは、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者だけに限るのでございまして、或いは又そのおそれのある者といふことも含まれてあるものでございまして、どうですか、ということでございます。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今の御質問につきましては、生業扶助という扶助の性質から来る遠いものでございまして、本法の対象としたしめては、やはり全体として最低限度の生活を維持することができない者、それからおそれのある者に対しては、生業の

扶助の限度におきましてはやはり対象になるということに相成つております。

○山下義信君 生業扶助のところは分るのですが、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等におきましては、被保護者にならなくても教育扶助、住宅扶助、医療扶助は受けられるのではないかと、生活扶助は受けなくてもそれらの扶助は受けられるのではないかと、この点であります。そこで困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者は、言うまでもなく生活扶助を受ける者である。でありますから、その生活扶助を受けない者でも受けられるということになれば、又そのおそれのある者も教育扶助、住宅扶助を受けられるのでなければ、私はこの法が前後一貫してないと思つたのであります。要保護者といふのは困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者でなければならぬ。この法律は要保護者に皆適用するところ。要保護者といふ者の中には最低の困窮の生活をなす者の中にも含まれますが、又そのおそれある者も含まれますが、すでに生業扶助は要保護者には該当しないといふことになるのであります。でありますから、要保護者といふのは困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者は言うまでもないが、又そのおそれある者もこの要保護者の中に含まれるのでなければ、この法律の要保護者の定義は一貫してないといふ、かように考へるのであります。その点は如何でありますか。

○政府委員(木村忠二郎君) 生活に困窮するといふ状態につきましては、その日々の食事等のいわゆる物的な生活だけでなくして、教育の点におきましても最低限度の教育を受けられないという状態にありましても生活に困窮する者の中に含めて考えなければならぬものであると考えております。又住宅につきましても、最低限度の住宅が確保せられないというところは、やはり生活に困窮するといふ一つの状態ではないかと思ひます。この点は医療、助産等につきましてもやはり同様でございまして、總て生活、教育、住宅、医療、出産、葬祭といったようなものにつきましても、その最低限度のものがないといふことは、やはり生活に困窮するといふ状態に相成るうかと思ひます。従ひまして、今申しましたような生活に困窮するといふ状態にありまする者に対して、今申しましたような保護を行うのであります。尙要保護者といひましてありますのは、保護をいたします対象となり得る者でございまして、これにつきましては生活に困窮する者及び困窮するように入る者、この両方がございまして、この両方がこの法としては対象となつております。が、これにいたします保護の内容といたしましては、生活に困窮する者につきましては總ての扶助をいたしますが、他の最低限度の生活を維持することのできないようになるおそれのある者につきましてはその他の生業扶助だけをやる、こういうことに相成つておるような次第でございまして。

○山下義信君 これは私は大変なことじやと思つたのです。それでそうなりますと、只今保障の範囲を拡大強化するんだ、社会保障的な性格でも行くんだ、こういう考え方で、救済的な従来のような性格は払拭するのだということをおつしやる、そのことと、實際に保護の内容として規定せられるも本改正案とは一致してない。もう一つも現行法と変りがない。少くともいふ率直に申し上げますと、ボーダーラインの階層にこれらの保護が弾力的にできるだけ適用せられるという意圖がこの法律の中に現れていなければ、何を改正したのですか。どこに取柄があるのです。一応は予算その他の制約を受けます教育扶助も住宅扶助も別の法として新たに出しまして、その基準の積算の上には依然として生活扶助の範疇に留めざるを得ないこの予算的な実情は了承いたしますけれども、併しながら法律の制定の目的といふものは、現行法のごとき極めて窮屈なる生活糧食者の範疇から聊かもボーダー・ラインの線にと範圍を拡大して行こうという意圖があつてこそ、社会保障制度の一環としての法的扶助でなくてはならぬといふことが一向ないといふのでは、私はこの改正案の趣旨がどこにあるか疑わざるを得ないのでございまして。只今の御答弁で、要保護者といふのはかような生活の困窮に陥つた者又はそのおそれある者を含むとおつしやつたのは、正にその通りでなくてはならぬ。その点は本員は定義がさうだといふことは明かになりましたが、その要保護者に生活扶助も教育扶助も住宅扶助も医療扶助も或いは出産扶助も適用するのであると法律に書いてあるものでございまして。その要保護者といふのは生活の困窮に陥つた者又はそのおそれある者である、こう決めて置いて、それとしてこれらの數種の保護は

○政府委員(木村忠三郎君) 只今山下議員からお話になりましたように、生活扶助を受けなければならないものだけが、生活に困窮するものという中に入れて考えてはおらないのでございます。従いまして、教育扶助のみの単給をするということも、当然これは考えておる次第でございます。住宅扶助につきましては生活扶助を受けないで、住宅扶助だけを受けるものということもこの中に考えております。ただこの四條で「生活に困窮する者」と申しておりますのは、只今申しました生活扶助は受けなくても教育扶助を受けなければ

尙ここで、その處れのある者というふうに見えるのは、現実には生活もできるし、教育も、それから住宅も一応できる。併しこれを抛つて置きますとそれができなくなる處れがある。それに對しまして、或る程度の生業扶助を出しますと、又さういうことをせずに済むようになるといつたようなものにつぎましては、生業扶助をいたしまして、各種の扶助を受けさせないで済ませるようにするというのが趣旨

○山下義信君　やや明確になりました。それではこの保護の対象の点につきて、関連して私は伺つて置きたいと思ひますのは、この要保護者のこの改正法を施行いたしまして、この趣旨に則りましての今後の要保護者の、つまり対象の数はどういふ見込を持つておいでになりますか。つまり現行法のごとき非常に限られた狭義の生活極貧者といったような性格から、聊か生活保障的な、社会保障的な性格へと、一寸でも進んで行こうといふこの法律の趣旨に基づきまして、今後の対象者の数の見込はどういふふうに考えられておられますか。私共の考では、相当地この保護の適用の範囲が拡大せられた。従いまして対象者の数も相当の増加を見込まなくてはならんではあるまいかと、かように考えるものであります。二十五年度の予算におきましては毎月二・五％の増加数を見込まれておられますが、あれは一部には月々二・五％ずつ生活扶助の基準額を増加する、支給してやるのだといふこと

に考えているものがあるものであります
が、本員は、政府におきましては、
二・五％ずつ対象者の数が増加するも
のというお考で積算の基礎にしておら
れるのではないかと考えているもので
ございますが、若しそれが間違ひであ
りましたら御指摘を願いたいと思いま
す。大体におきまして私共本法のこの
精神をよく活かして適用いたしまする
ならば、少くとも現状の我が国におき
ましては、六百万人乃至八百万人の適

扶助、それか住宅扶助の単給だけ受ける者というふうに分けて考えますと、或る程度この数は百四十万ぐらいに、或いはそれ以下になるのじやないかと思われまゝです。つまり生活扶助のみを受ける者はそれぐらいになるのじやないかと思ひます。これは推定でございまして、實際にはまだ正確には計算いたしておりませんので分りませんが、そのぐらいになるのじやなかろうかと思ひます。従ひまして併給のものにつきましては必ずしも併給、特に

医療扶助につきましては、病氣に罹つた場合だけこれを受けることになりましたので、大体現在では入院をいたしてあります者につきましては、単給で医療扶助を受ける者の数が多くなつております。それから外来患者として医療扶助を受けております者の数は、併給されている者よりも少いといったような状況に相成つております。これらは結局その支出すべき金額の限度によりまして異つて参りまするので、ボー

のみに受けております。昔で申しましたれば第一種カードと申しまするか、その範圍のものの二倍くらいはいるのじゃないかと私一応考えております。これは確かなものでございませんで、一応勘で考えたところでございます。そうして先程御質問のございました本年度の予算との関係でございますが、本年度の予算におきましては一応基準が或る程度上るということを基礎にいたしまして考えているのでございまして二元の考え方、つまり住宅扶助も

しているわけでございます。その人員の増加によりまして、大体一割程度が増加するといふふうな見当で以て考えております。そういう一人当りの要保護者に見ますところの経費というものの増加、それからもう一つは、今申しました対象の増加、両方睨み合せまして、二・五割ずつの増加というものが出て来るといふふうな一応の考え方を持っているものであります。これにつきましては、従来も各種の基準の引上げをやり又失業者が出て来るという、対象の殖えるという両方の結果を見まして、それに今度の情勢を考え合せました上で、一応そのくらいで行くのがよかならうかと推定をいたして行っているわけであります。これにつきましては、実際の今後の経済状況というものによりまして、尙相当この傾向の変動が来るのじやないかということも考えられますので、これらに即応いたしまして、順次適宜の措置をとって行かなければならぬということに相成るのじやなからうか、こういうふうな考えでおります。

○山下義信君 今の二・五割のことは分りましたが、ところでボーダー・ラインを入れての凡その対象者の数は、大体今の生活扶助を受けている者の二倍くらいであるという局長の一つの勘での御推測で、これは確たる科学的基礎調査があるわけでないでしようから、お互いの考であります。私もつとあるのじやないかと考えるのであります。それは見解の相違でありますから、ここで一割の増加を見込んだというところが、これはこの改正案ではないと思う、現行法の建前であるという損失状態等から来るところの影響を顧慮

して、予て政府が考えているのは、十七、八万、一割くらいの増加を見込んで、併しかような、何と申しまうか、進歩的な改正案を適用するということになれば、もつと適用の範囲が拡げられる、拡げられるのではなく、拡げなければならぬという法律の建前になつてゐる。政府はできるだけこの法律の適用を多数の当然受けなければならぬ国民に対して、できるだけこの法の実行に当つて、ただ予算上から制約されるというので、現在の数字程度のところでごまかさないで、この法律、この拡大強化せられたる保障の精神に副うように誠意ある実行をなさる考が現内閣にありますかどうか。この点は大臣から承つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(林義朗君) 只今山下議員からの御説の通り私共はそれに該当する者でありましたならば、十分その点を考慮いたしまして、拡大したそのゆえんを実行したいと考えております。

○山下義信君 そこで第三点といたしましては、保障の限界でございますが、言い換えますと、この法で与えようとする保障の程度の問題でございます。成程法律の原則等に掲げられてあるところを見ますと、極めて、結構であります。従来ないところの、非常に明るい條文が原則として掲げられてある。併しながらだんだんこの法律の奥へ奥へと入つて参りますと、いろいろな條件をつけて、つまり結構な看板を掲げられておられるが、實質的なその保護の範囲というものが、結局は現行法通りになってしまうというやうな、何と申しますか、極めて臆病な

おび／＼しておいでになる。あれにも氣兼ねし、これにも氣兼ねして、非常に何物か恐れてお出でになるようにこの法律ができており、我々は頗る遺憾とするところでございますが、なぜかやうに恐れるのであつかう。例えば第四條におきまして、先づ一つの條件をつけた。「あらゆるものを云々」、相変らずかような表現をお用いになる。私は議論をいたしません。質疑の程度に止めますけれども、議論はいたしませんけれども、資産や能力、その他あらゆるものをその生活のために云々、先づ第一番目にこの條件をつけたのであります。一体この生活の維持のために活用というのはどういうことを指すのですか、資産や能力、あらゆるものを活用というのはどういうことを言うのですか。これはいつも問題になる。生活保護の一つの名所であります。一つの名所でありまして、決まりきつたこととありますが、丸裸にならなければいかんのかという問題のところでありますが、この活用というのはいくらも意味するのですか、そうでないでありますし。今度こういう表現をお用いになりますならば、いわゆる小さな田を持つておる者が病氣になつた、その田を売却しなければこの保護を受けられないのかという、生活保護の一つの名所であります。そういうことではないのであります。適当に活用されておつたならば一つの田があつてもいい。先ずそこに一つの閑所、條件ができておる、率然と読みますと誠に苛酷な條件のように考えられますところの救貧的な生活、極貧にならなければいかんのではないということをお先程大臣か

らもお話になり、局長もお話になつたが、ここで活用ということはどういうことを言うのか、先ずこの條件から承つて置きましょう。

○政府委員(木村忠二郎君) この点は只今山下議員から御質問になりました通り、特に活用という言葉を用いましたのもその意味のつもりであつたと思つております。資産、能力その他あらゆるものと申しておりますけれども、これはその活用することができ、従ひましてこのものが例えば現在或る仕事をしておる。病氣のために入院しなければならぬ。その場合にその者が病氣が治つて帰つて来ましてした場合に、又元の仕事を続けて行くために必要な最小限度のものは残して置かなければ、その者が資産に對して置かなくても活用されたことに相成らぬといふふうな考えております。従ひまして我々をいたしましては当然そこまでこの人を落とすということとはこの際いたしたくない。ここにおきましては、必ずこの人は再び立上る、これは法の目的の第一條にもございしますように、その自立を助長することを目的とする、その大目的を以ちまして、この法は運用しなければならぬ、この法の運用につきましては第五條にもございしますように、第一條というやうなものが基本原則でございしますから、この基本原則に従ひまして運用されるということから、飽くまでもその者が適当な機会にはいつでも自立する、必ず自立する、できるだけ早い機会に自立するといふやうにいたさなければならぬといふやうな考を以て運用して行きたいと思ひます。第四條につきましても同様であります。

て、これらのものがその者の自立といふことに邪魔にならないように運用していきたいといふことに考へておるやうな次第であります。従ひまして、只今お説の通り、この活用というものは生活の保護、直接生活のためにこれを皆入れてしまふといふのはむしろ活用ではないのであります。それは単なる使用であるといふことになるのであります。そういう意味で活用という字句を用ひましたことは御指摘の通りであります。

○山下義信君 この点大事ですから、大変よく分りましたが、伺つて置きます。例えば失業者が失業保険を受けまして、辛うじて失業中の生活を維持しておる。ところがその給付の期限が切れる。もう生活の資の得ようがない。この法律でいろいろ他に条件があります。扶養義務者もなければいられない、といふ場合の生活困窮の場合に、それらの失業労働者が持つておりまする家具家財等を何も持ちませんでも、或る程度の生活に必要な家具家財は存置して置きますと、例えば衣類等でもその仕事用のいろいろな諸道具等、行かれませんか。ルンペンになりまして、ぼろ／＼になりましたのではどうにもなりませんので、或る程度の失業時代に家具家財の有様というものはそのまま、できるだけ、只今御答弁になりましたやうに、再び自立し得られる支度のできる程度のものがございませぬと再起不能でありますから、できるだけやういふ程度のままで私はこの法の適用を受けられると考へますが、政府はどう考へられますか、承つて置きたいのであります。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今の御指摘の点も、我々といましては至極同感でございます。この趣旨につきましては、法の第九條におきまして、「必要即応の原則」といふことも書いてあるような次第でございます。やは、その人の世帯の実際の必要の状況といふものを十分判断いたしました上で、これらものを調査いたしました上で、保護すべきかすべきでないかといふことを決定しなければならぬといふふうに考えております。従いまして只今御指摘になりましたように、失業いたしました者がまた再び就職いたしましたか、他の職業に就きまするために、どうしても必要であるといふようなものは、何とか必ず残して置かなければならぬとせんし、又その者が生活を維持するに必要なものといふようなものも併せて残して置かなければならぬと考へておるのであります。その働くに必要なる衣類といったようなものを、これを処分するといつたようなことは我々としても望むところではないのであります。

○山下義信君 保障の條件としての第二は第八條にあるのであります。ここで厚生大臣の定める基準で測定して、そしてその不足分の程度を保護してやる、こういうことを申されてある。私は何と申しまして、結局は段々厳じ詰めて参りますと、厚生大臣の定める基準の取り方如何に帰してしまふと思ふ。これだけの大問題が、幾百万の人が救われるか救われんかといふことの結局の要は、厚生大臣がどう決めるかということにあるのであります。それが厚生大臣の一人の手に委ねられるといふのはどういふわけであるか。而もこれは国民の権利としてこの度与えられておるのである。国民の権利の点は後程伺いますが、この国民の権利と、その正当なる国民の受給権といふものを厚生大臣の手一つで左右できるとは、この立法の精神をどうしてそお考えになるか。国民の権利ならば当然これは法律によらなければならぬ。なぜ法律によらないのか。或いはその法律にこれを規定することは面倒である、何が面倒であるか。只今持つておるところの生活扶助の基準といふものを別表に掲げて、三枚であろうと五枚であろうと、印刷するに何の手間がかかるか。その生活の基準を合理的に数字に書いて、時が来れば改訂なさる。その別表の数字を改訂するといふくらのことは一分間でもできるのではありません。なぜそれがむずかしいのであるか。かような国民の当然受給べき権利のその確定は、国民みずからが決定いたしましたこそ民主主義である。即ち法律により、国会が国民の意思によつて決定せらるべきものである。さうに国民の権利が、ただ一厚生大臣の行政府の長官によつてその決定が左右せられるという立法に相成りましたのは、どういふ趣旨に基いて厚生大臣に委ねられたのか、厚生大臣が一番公正な判決を下すものとお考えになつたのか、その立法の御精神を承つて置きたい。

○政府委員(木村忠二郎君) この生活保護法におきまして最低生活の限度を認めますところの基準といふものは、極めて重要なものであります。ただこれは御指摘の通りでございます。ただ現在までのところにおきましては、この最低生活の基準といふものをどの線に置くべきであるかということにつきましても、この確たる資料といふものが十分できておらないような状況でございます。従いまして従来から一応の基準といふものを定めて参つて来ておるのであります。この基準が極めて不満足な状況であるといふことは申上げるまでもない次第であります。我々もいたしましてはこの基準を向上いたしますことに極力努めておるようなわけでございます。この基準の向上につきますといふと各方面と折衝もいたし、又その方面の知識のあります方々とも御相談いたしておるのであります。また今のところ我が国といつたしましては、これに適切なものをもち得ないような状況になつておるような次第であります。すでに御承知と思われぬのでございますが、国民の最低生活の基準といふものがどこにあるかといふことにつきましては、社会保険制度審議会におかれまして御検討に相成つておるようでございます。これらの御検討の結果どういふようなその最低生活の基準といふものが立てられるか、これを基礎といたしまして更に立法措置或いはその他の適切な措置を講ずるのが至当でないかといふふうに考えておるような次第でございます。この点につきましては我々として、御指摘のような有権的な基準といふものが一日も早く立つといふことを期待いたしておるような次第であります。それまでの間におきましては、我々として、一応の従来の行き方といふものによりまして参りたい。尚この基準につきましては直ちに直接予算と関係いたして参りますので、その点につきまして一

応この予算の基礎といたしましては、どういふ基準を用いておるかということにつきましてはこれを明かにいたしまして、その予算の基準で以て一応やるという建前で進んでおるようなわけでありまして、更にこれを制限する、或いはこれを又殖すといつたような場合につきましては、又必要なる予算的な措置を講じて参りたいといふふうに考えておるのであります。我々として、現行の基準ならば、これより更に制限するといふことは到底考えられない、これより幾分でも良くするといふふうに努力して参りたいといふような考でございます。尙最近の経済情勢の各種の変動といふものが、この基準を常に動かさなければならぬといふような状況に相成つておりましますことも、これに即応いたしまして、一応迅速に適切な措置を講じて参りたいといふふうに考えまして、只今までの一応の方法をとつたような次第でございます。これにつきましては今後、先程申しましたような状況の速なる完成を見まして、これによりまして適切な措置を講じたい、こう思つておる次第でございます。

○山下義信君 局長の答弁は少し私の質問と外れておりますが、私は問題がここにあるといふことだけを指摘して置きます。そういうむずかしい国民の最低生活の調査、或いはこの保護の基準の建て方のむずかしい、そのむずかしいものであればこそ最も大切な法律規定とならねばならぬのであります。審議会の勧告の趣旨は、保護の基準を法律に明記せよといふのは、こういう文でいふと表現せよと言つたのではない、その生活の、或いは各種保険の給付額が法律で決定せられてあると同じように、同じことでありまして、このこうした扶助の基準額等も、すべからず法律に明記しなければならぬ。一行政府で以てこれが左右せられるといふことが極率に墮するといふので、勧告の趣旨はそこにあつたと思ひます。問題はここにあるといふことだけを私は指摘して、不満の意を表して置きます。少くとも審議会等を作つて、厚生大臣も慎重に研究をいたす用意が、私はこの点に必要であると考えてるのであります。

尙この條件の中に、第八條には「不足分を補う程度」といふような言葉を使ひまして、恰も要保護者が一部負担をしなくちゃならぬのであるといふことを要請しておるが、ごとき誤解の虞れがあるような用語がある。或いは又第二項におきましては、「必要な事情を考慮したとか、或いは十分なものではない、且つ、これをこえないものでなければならぬ」とか、様々な條件を付けて、如何にも出し惜みをしておるような、如何にも少しも余計出しはならぬといつたごとき表現が所々随所に数多く見えることは、私は甚だこれは一つの立法技術でありまして、が、よくできておる法律でありながら、多少の不満を感じるものであります。第九條に行きますと、誠にこれは面白い條文が一項加えられてある。この第九條は取り方によりましては苛酷な條件とも考えられる。取り方によりましては極めて弾力性のあるいい意味の條文とも解釈せられるのであります。私が、私はいいい意味にこの第九條の條件を考えたいと思ふのであります。そこで、例えば従来問題になつておりま

した未亡人世帯等の援護対策等も、私は第九條のこの必要即応の原則を十分に發揮いたしますれば、それ等のかねての懸案の、そういう対象者に対しては生活保護法の適用でできるものである、そういう意味で第九條の御立法をなされてあると解釈いたすものでございしますが、果してさようでございまいしょうか。この点を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 第九條につきましては只今の御指摘の通りでございまして、この点は我々としてしましても、特に第八條にございましてところの基準につきましても、第九條の原則というものは当然踏込んで考えなければならぬ。従ひまして、その、各世帯の必要といたします経費につきましては、その世帯を構成いたしておりまする者の状況に應じ、又その世帯の実際の実情にも即応するように、つまりいわゆる懸平等にならないようにする無差別平等原則というものの、この点につきまして十分正しい意味での無差別平等にするという考にしなければいけないと思つております。特に未亡人世帯のごとき、特別なハンデキャップのありますところの世帯につきましては、そのハンデキャップが十分に補われるようにいたしたい、この点につきましても第九條は十分活用いたして参りたい。かように考へておる次第であります。

○山下義信君 只今の御答弁私は満足いたします。どうか第九條によりまして言ひに言われぬ微妙な運用の妙を發揮して頂きまして適切なこの法の運用を切望するものであります。

次は第四点といたしまして、要保護

者に対しまして権利が与えられてゐる、つまりこれはこの保護が権利として与えられたという劃期的な立法であります。が、にも拘らず保護者にとりまして極めて不利益な制約と申しますか、誠に好ましくないところの圧迫とでも言うべきような條文が所々に見受けられる。折角権利としてかような保護を与え、いわゆる基本的人権の尊重が、この法律によりまして明かにせられようというに拘らず、依然として「お前達を保護してやるんだ、保護してやる代りにはこれだけのお前達は」というこの一つのいわゆる、旧弊的と言ひますが、そういうように恩惠的な、交換的な制限を加へ、或いは乃至圧迫を加へるというようなことが随所に見受けられることは、私の遺憾とするところでありまして、例えば第七條におきましては、いわゆる保護の申請保護の申請をなし得る者が、ここに要保護者と扶養の義務者と、同居の親族が保護の申請ができることになつておるが、他の者は保護の申請はできないのであるかどうか。例えば友人でありますとか、或いは隣りの者であるとかいうような者は、保護の申請はできないのであるか。或いは折角与えられた保護の申請権、これはライトである。各國の立法も、本員は外国を見ませんから、實地には知りませんが、資料によりますと、これは立派な一つの保護申請権という権利である。この権利を誰にでも代理をして、行使させることができるかどうか。この申請はこれだけに限りますか。この保護の申請をなし得る者の範囲はどういうふう考へておられますか。代理は又誰で

もできますか。誰にでもやらせますか。民法の代理権はそれは誰にでもできましようが、一応法律の上におきまして、何かこの要保護者の保護申請権を保護してやるというお考はございませうか。

○政府委員(木村忠二郎君) ここで保護の申請者と書きまされたのは、實際にその手続きをいたしますものを限定いたしたわけではないのでありまして、要保護者、扶養義務者或いは同居の親族が自分では言い出さないでおる、その場合におきまして友人がその者に勧めまして、そうして代つて手続をしてやるというようなことは差支ないものであります。そうしたものを制限しようという意圖は持つておらないのであります。

○山下義信君 これは私はまあ見解でございまして、今は述べませんが、一応私はこう考へるのですが、これは私は質疑の形式で、當局に伺つて見たい。問題は民生委員のあり方ですが、これは他の同僚議員も随分御意見があるうと思ひますから、私は避けませんが、この民生委員などが、この保護の申請を代つてやるということ、私は極めて適切じやないかと思ふ。ただ発見というだけでは意味をなさないので、この申請の代理ぐらゐは、民生委員にさせてやれば、民生委員の仕事としても極めて相応しいことでありまして、これが若し民法でいうところの無制限に誰にでも代理させることができれば……私共はこういうことを言うことを好ましく思ひませんが、若しこの法が特定な政黨などに利用せられ悪用せられまして、この階層の者を、この保護申請権を、或は不服申立権を濫用、悪用いた

しまして、そうしてそれが党利党略の具に供せられる、例えば、私率直に申しましよう、この法を一つの生活困窮者の煽動の具に供するがごときことがありましては、私は法の精神が悪用せられるものとして憂慮いたさなければならぬ。そういうようなことのないようにいたしますには、誰にでも保護の申請の代理というのを認めなくて、この法の上に明かにこの保護の申請、或は不服申立の代理は、民生委員がいざ、民生委員にさせるぞというところに相成りますならば、十三万の民生委員の活用といひますか、又この法律の四箇なる運用又要保護者の折角の権利を保護してやるという上において、私は親切な行き方ではないかと考へるのであります。そういう点につきましては當局は、政府はどうお考へになりますか、その点大臣から私は承つておきたいと思ふのであります。

○國務大臣(林義治君) 只今のお話御尤でして、私共は民生委員を十分に活用いたして行きたいというつもりであります。従つて民生委員につきましても、今後大いにこういう方面については指導いたして行きたいと思つておるわけですが。

○山下義信君 折角の要保護者に対しては、まあ不利益な條文が沢山あるのです。これは細かいことは又の機会に譲ることにいたしまして、例えば第二十四條の第四項を見ますと、二十日以上の保護の申請をいたしまして、三十日以内に通知がなかつたときは、その申請を却下したものとみなす、こういうのであります。これは非常に市町村長によりまして悪用せられる虞れがある。これは保護の申請を却下するの

誠には都合なやり方になつておる。調べんでもよい。抛つておきさすれば、三十日以上抛つておきさすれば、当然自動的にこの法の四項によりまして却下するということになる。これはむしろ親切なやり方をするならば、これは不服申立のところでも同じであります。が、立法的な技術としては困難がございまして、親切なやり方とするならば、他の行政の手続のときにいたしましてと同じように、三十日経つたらば、何らの通知がなかつたらば、許可したものを見做すとした方が余程に親切ではないか、これは大要市町村長が却下するの都合のいいように作られてありますことは、法律に親切さがないと私は考へるのであります。これは是非この四項を濫用せんやうなやり方というものについて、当局は十分にこの意圖があるかないかということをごで伺つておきたい。

○政府委員(木村忠二郎君) 保護の申請に対しまして市町村長の措置をいたしましては、第三項によりまして、申請があつた日から十四日以内に申請者に対しては、保護の要否、種類、程度、方法を決定して、而も書面を以て通知しなければならぬことになつております。ただ保護者の、扶養義務者の資産状況等の調査をしなければならぬといつたような特別の事情がある場合には、これは三十日まで遅延することがありますので、市町村長は、三十日までには何らかの措置を取らなければならぬと思ひます。殊に生活保護法によりまして保護というものは、人の最低の生活の保障という点に直接

関係があるのでございますから、これはできるだけ早く、できれば申請があつた日から直ぐにその措置ができるようにしなければならぬという考でございます。而もそれが一日も早く安心を与えようとするためにも決定をしなければならぬと考へるのであります。特に、従いまして、我々といひましては、これは三十日まで待つという事は、これはよく／＼の場合でなければならぬことであるとして、十四日以内、或いはできればもっと早く十四日以内、最長十四日という事で、それよりも早く、一日も早くこれに対する措置を決定するという事を要請いたしております。又そういうふうな指導もいたしますし、又そういうふうないたさないような市町村長があらましたならば、これに對しましては、嚴にこれを戒めるようにしなければならぬと考へておるのであります。四項を設けました趣旨を申し上げますと、三十日経つても返事がなかつた場合におきまして、何にも規定がございませんと、これに對する救済の手続が取れないわけでございます。これを申請者の側におきまして何も言つて来ない場合には、却下したのだというふうなみずから見做すことができるという規定を設けまして、これによりまして、申請者の側から救済を請求することができるといふ状態をここに作ろうというのがこの規定の趣旨でございます。従いましてこれは、申請者は、却下したものと見做すことができると思つてございまして、この返事がないときは却下したものと見做すというふうには、法律上当然見做されるものではない、と申しますのは、これはどうしても我々といひ

しましては三項で以てやるというのが建前として、四項で以て却下をするというのが建前になるようなことは、飽くまでしないようにしなければならぬというふうな考へておりますが、特に四項で以て自然却下のようになつて、何と申しますか、救済の訴えが出てくるということになりましたならば、これは明かに市町村長の怠慢といふことが明かになるわけでありまして、我々といひましては、監督上この規定が發動されるような場合におきましては、特にこの点は重点をおいて見なければならぬ状況であると思へるのであります。

○山下義信君　まあ随分沢山いろいろ保護者に制限が加えられてある。まあ随分これはひどいと思へるようなことが随所にあるのでございまして、例へば、第二十七條におきましては、市町村長は、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるといふことで市町村長に指示権が与えられてある。併しこの指示といふものは決して強制するのではない。二項三項でわざ／＼御丁寧に断り書きされておる。然るにこの法律によりましてと、この市町村長の指示に従わなければ保護を止めるといふ強い規定があるのであります。これはひどいことが書いてある。

そこでこの第二十七條におきましては、指導指示といふものが決して強制するものではないと言つておきながら、第六十二條に持つて参りますといふと、この第二十七條の規定によつて保護者に對し必要な指導又は指示をしたときにはこれに従わなければならぬと、服従の義務を課しておる。二

十七條においては強制しないと言つておる。第六十二條になつて、しまいにやつて来るという、これに強制義務が、服従義務が課してある。これらの指示に従わなければ、この第三項に至りますといふと、保護の變更停止又は廃止をするぞ、こういうのであります。なぜかやうな苛酷な條文を作つたのであります。第六十二條と六十二條と、この法律は大変私は正反對で、矛盾しておると思へるのであります。この点はどうか考へてかやうなことにいたしたのであります。何れが本當なのか、第二十七條が本當であるのか、或いは第六十二條の強制服従の義務が本當であるのか。政府はどちらが本當に立法したのであるか。この点を伺つておきたい。

○政府委員(木村忠二郎君)　これはお説のように一見矛盾しておるように見えるのでございしますが、これは、この生活保護が一つの権利であると申しますことは、当然保護を受けます者に一定の義務があるといふことは言うまでもないことではないかと思へるのであります。權利關係を明かにいたした場合には義務關係も明かにいたしておかなければならぬといふふうな思ふのであります。勿論この關係におきましては、その權利に相應する義務といふことになるなければならぬのであります。この点につきましては十分に留意をいたさなければならぬと思ひます。生活保護法によりまして保護をいたしますのは、これは国の責任でありますし、又それを受けますのは國民の權利でございますが、この保護を受けますものも、國民全体の税によ

りまして保護せられることに相成るのでございします。それ／＼の状況に應じましてその額を、額と申しますか、程度をできるだけ少くするといふことに努めることが当然保護者におきます義務ではなからうかといふふうに考へたのでございします。これは實際の状況からいたしますと、被保護者につきましては種々の指導をいたしませんと、それに対する努力といふものが十分にできない場合といふものがあるといふことは、これ又多くの状況でありまして、それらの点につきましては必要なる義務をどうしても設けておきませんといふと、保護の適正化を図るということができないのではないかと考へるのであります。ただその規定を明かに設けますにつきましては、我々といひましてはこの規定が濫用せられるといふことは飽くまでも阻止しなければならぬ、これは只今山下委員から御指摘のありました通りであります。そういう規定があるといふことをいふことにいたしまして、当然行われなければならぬところの保護を行わない、或いはそれを減らすといふようなことがあつてはならないのであります。我々といひましては保護しなければならぬことは保護しなければならぬことは保護しなればならぬが、その保護といふ中の中味といひましては、この保護を受けましたものがこれによりまして適正に生活ができますようにいたして行きたい、指導するといふことがやはり保護の内容として考へられなければならぬ、その場合は、その指導に従つて貰うといふことがやはり当然それといふことを被保護者として考へなければならぬことと考へております。そう

いうわけで第二十七條におきまして、指導指示権の規定を設けまして、更にこれに對するところの第六十二條の指導指示に従わなければならぬといふ義務を負わしたのでございします。この指導指示権といふものを濫用いたしまして、市町村長が被保護者の自由を束縛し、或いはその必要なる指導指示をしつたり、或いは被保護者の意に反しまして強制的にこれをやるというやうなことをしてはなりませんので、それらの点につきましては、十分被保護者の納得の行くように指導いたしましてやる、そういうふうな／＼と懇切丁寧をいたしまして尙これに従わぬで、非常に社会道念から見ましても適當でないやうな処置に出ました者に対しても保護するといふことは、これはむしろ、何と申しますか、國民の税を使ひますものといひまして、考へなければならぬといふふうな考へますので、まあ最後の手段が第六十二條の第三項に規定したやうな次第であります。我々といひましては、六十三條の第三項は、これは減多に使うべきでない、これは伝家の宝刀として秘めておくべきものであるといふふうな考へるのでございします。我々といひましては、飽くまでも指導によりまして、被保護者が納得づくで以てこれに従つて行くといふやうにしなければならぬ、こゝういふふうな考へておるのであります。

○山下義信君　局長の心持は分るのですがね。併し法律は明かに反對なことが第二十七條と六十二條とに規定してある、でどちらが本當かといふことをこれは明かにしなければならぬ。第二十七條の方では指導指示はするけれども強

制はしないと言つておる。六十二條の方では服従せよといかないのだと強制の義務が負わされておる。これは明かに矛盾してゐるところの法律である。心持は分るのであるが、どちらが本當であるかといふことを、これは明確にいたしておかなければならぬ。これはまあ議論になりますから問題として私は提供しておきますが、一体ひどい。この市町村長にいわゆる生計調査をさせる、これは當然です。生計調査をやらなければいけませんから、尚そのやり方はどうしてやるのか明かでないが、これは当然相当立派な方式を立てまして、生計調査をやるわけです。併しながら生計調査に際しまして、いろいろ故障が被保護者との間に起きました場合には、五万円の罰金の規定が課してある。要保護者というのは生活の困難な者ですよ。その生活困難な者に市町村長がそれをやるときに、若しそれを拒んだり、いろいろなことをしたときには五万円の罰金という処罰がある。これは考えなければならぬ問題である。五万円の罰金がどうしてその要保護者から出て来ますか。これはです。まあこういうことは議論になります。そういふうちに所々に苛酷なところがある。今の六十二條でありまして、これは二十七條との相反してあります。これはあとに問題を残すといひまして、只今の御説明ではまだ納得いたしませんから、あとへ残しますが、この場合です。これが国民の権利でございます。これは忘れられた駄目です。この法律を一貫しておつては、この保護を受けることは国民の権利である。権利といふことは濫用、悪用の意味で私は申しておるのではありません。

ん。当然の国民の正しいいわゆる権利であります。でありますから、できるだけそれを保護してやらなければならぬ。然るにその権利を保護してやるための新しい規定といふものが私はや欠けておるのではないかと。この六十二條で、今のような要保護者が指導、指示を受けなかつたときには、この伝家の宝刀を抜いて保護の停止をするのでございます。何故ここで要保護者に言い訳をする機会を与えてやれません。いきなり一方的に市町村長がさあつと保護の停止ができるように規定してあるといふことは実に残忍と言わなければなりません。要保護者はこの場合にいろいろうやうやな廃止の決定をされましたときには、そこでそれに対しての言い訳をする、不服の申立てとは違ひます。言い訳をする、この弁明の機会を与えるといふことが、すべての最近の諸立法の事例でもありますが、殊に要保護者ですよ。厚生大臣は、読者紙上の紙上討論会、何ですか、記事の中に書いてある。これらの弱者をできるだけ自分法律を改正して保護してやろうといふ、この記事が載つておつたことを記憶いたしておりますが、ここで要保護者に弁明の機会を与えてやるのが私に適當であると思ひますが、政府はその点をどう考えられますか、これでいいと考へておられますか。

○政府委員(木村忠二郎君) この点は、こういうことになるわけじゃないかろうかと思つておるわけですが、第六十二條、第二十七條によりまして、必要な指導又は指示をすることかできるといふ、これは必要な指導指示をするわけでございます。その際に、自分がそういうことはとてもできないといふことになるならば、これに對しまして当然それに対することをその場で見てやることもあると思ひます。市町村長がそういうことを、指導指示に對するいろいろな言い分がこれにあるのではないかと、又そういうふうなよく指導指示を申しますことは命令じやないのでございますから、これにつきましては、十分に納得の行くようにここで話を合をしてやるといふことになると思ひます。そういうふうなことになると思ひ、而もその指導指示いたします場合におきましては、二十七條の二項、三項にありまして、十分に制限を設けまして、そして被保護者の自由なる或いは意思といふものを十分に尊重いたしまして、そしてその措置を講じまして、たゞ、尚それに従わなないといふような場合もございまして、この義務に反するといふ場合は極めて稀な場合、余程悪質な場合といふことだけに限られるだらうと思ひます。従ひましてその場合におきましては弁明の機会を与えておるわけでございます。市町村長としては二重、三重に考慮した上でやるべきじゃないかといふふうに考へておるわけでございます。そういうふうな實際にやらなければならぬ、そういうふうなことを考へておられます。それで市町村長自身の考へ方が間違つておるかどうかといふことにつきましては都道府県知事に対する不服の申立によりましてその点に救済するようになさなければならぬと思つております。

それから先程の罰金の点でございますが、これは不実の申請、不正な手段によつて保護を受けたような場合であります。その調査を妨げるというやうな場合には、これに對しまして適用をいたしたいと考へております。それは例へば、或る財産を持つておることを知つておる人のところへ行つて、例へば収入の明かに入るところに行きまして、収入を受けましたために適当でないといふことがあります。場合、要保護者自身、要保護者の関係におきましてこの保護の適正化を妨げるやうな行為がありました場合の罰則規定を設けるやうにいたしましたのであります。つまり我々としては、要保護者につきましてはこの調査いたしました十分の調査をしなければならぬといふふうに考へておるのでございます。これらの際にこれを妨げるやうな特殊の措置の要します場合に際しまして、特殊な措置といふことに對しますところの罰則規定といふものを明かにしなければならぬように考へたのであります。勿論かような悪質な妨害行為といふものがありまして、場合におきまして、罰金は幾らかけてもこれは取れないといふことは當然のことだらうと思ひます。

○山下義信君 そうすると八十四條にあるところの第二十八條第一項といふことは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したといふことは要保護者を含んでおるのではない、こういう御見解でございますか。

○政府委員(木村忠二郎君) これは要保護者を含んでおらないのではないのでございますが、これは實際には、只今申上げましたように、要保護者につきましては罰金を取らうとしてもこれは取ることは恐らくできないだらうと思ひます。その調査を妨げるというやうなことをさせないといふ規定だけでございまして、従ひましてこれに實際に於てその程の实效があるとは思ひませぬけれども、悪意若しくは悪質なものに對して、この妨害といふやうなことに對しての罰則規定は盛つて置かなければならぬのではないかと。いふふうに考へております。我々としては権利として確保いたしますためには、どうしても権利の内容といふものを明かにするために、何と申しますか、要保護者に対するところの義務といふものは、権利のあるところには必ず義務が伴うといふところから、当然その点は明かにせられるといふことも止むを得ないのではないと思ひます。

○山下義信君 大臣の御出席です。から、努めて私は大臣の見解を聴きたいと思つて、細かいところは保留させていただきます。折角のことでありまして、関連して要保護者の権利、保護といふことに関連してございしますが、これはどう考へておられますか。第三十八條の保護施設の種類のところで養老施設のところでございますが、この養老施設の中に入れます者のことが第二項に書いてございまして、老衰のため独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者といふこと。この法律の字句を読みますと、要保護者であつて……要保護者といふのは言うまでもなく生活の困難な者、先程の定義で申しますと、若しくはそのおそれある者であります。その生活の非常困難な者で、而も日常生活の用を弁ずることのできない者といふと、手も動かん、足も動かん、便所に

行くこともできない、殆んど日常身辺の用ができない者というような、動くことも過すこともできないような者でなければ養老施設に入れない、こういふふうな條文で見えるのであります。年をとりまして、生活困窮をいたしまして、他に生活の扶助を受ける手段のない者は、私は養老施設に入れるべきであつて、さうな者であつて尙その上に足腰の立たない日常の身辺の自由もきかないような者ということまで極限してあるようにこの條文は読めるのであります。立法者はどういふ考へ方であるか、これを明かに願ひたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 独立して日常生活の用を弁ずることができないと申しますのは、その起居動作だけに限定したところではありません。であります、その一人一人が物を買いに出る、何と申しますか、各種の生活の事情を他人に頼まずにはできないという状況にあります者ならば總て入るわけでありまして、従ひましてその人の足腰は立ちましても、非常に、何と申しますか、起居動作にどうしても年をとりまして十分なことではできませんので、物を買いに出たりなんかすることもできない。つまり生活の各種の日常の仕事というものが自己の周囲にあるわけでございますが、そういうことができないといふたような場合であります。従ひまして、何と申しますか、起居動作のできないというところまでひどい者という意味ではなくて、老人であつて、その人を介護する人がいない、そのために日常の生活に支障を來たすといふたような者は總てこれ

に入るというふうな廣く解釈いたしましたおるようなわけでございます。これは決してそういう意味で非常に制限せられた本當の老衰して老病になつてしまつておるというふうな者だけに限るといふ趣旨ではないといふことを御了解願ひたいと思ひます。

○山下義信君 只今の御答弁を要約いたしますと、こういうことになるので

すね。そうするとこの第二項の心持は、老衰のため独立して生活を営むことができない要保護者を收容する、こういうことになるのです。

○政府委員(木村忠二郎君) 大体そのような考へで私共のほうと意思は一致しておる、こう思つております。

○山下義信君 大臣に私伺ひたいのであります。最前問題に出ました國民生活の最低水準とはどういふものを言

うか、この基本的調査ができまないと根本問題の解決がつかないのでござい

ますが、生活扶助の基準に關しますこととをいふ、我々は法律に明記せよとい

うのであります。或いは審議會を作れといふ意見もあるわけ、いろいろ又政府の方にもお考へもあり、御理

由もあらうと思つておりますが、そういう法律上に謳ひ込んで別個にいた

しまして、何といたしまして我々が國の國民生活の水準の問題、これの根本

的調査ができなければ眞の生活保護法の完備もできませんし、總ての保障制

度の立案企画もできないわけでございますが、これに對しまして政府当局に

おかれましては、政府自ら相當に根本的な調査をやつてみるという考へがあ

るかどうか、今回のこの法案に密接不可分な問題といたしまして、私は國民

の最低生活の水準とはどういふところ

に水準を引くか、それらの我が國における調査が不十分である、これはすで

にワンデル使節團の勧告にもこういふ調査のできていないことが指摘してあ

るのであります。三カ年経つてもまだ何等のまとまつた見るべき資料がで

きていない、これから一つ相當な規模で徹底的に御調査に相成るといふ考へ

がありましかうか。安本、労働省あたり或いはそれらの關係の機關に多少の

手をつけた形跡もありましかうか、見るべき資料もないのであります。

これは厚生省といたしまして大仕事であらうと考へるものであります。政府

におきましてそういう御計画があるかどうか。ただそういう問題の調査費が

計上してあるとか、或いは審議會でやつてくれるんだというふうな人頼みで

は私はいかんと思つた。これは超黨派的な問題であると思ひますので、この際

大臣がどういふ御計画があるかといふことを承つて置きたいと思ひま

す。

○國務大臣(林義治君) 只今社会保障制度の調査に基きまして厚生省の方に

おきましてその基準を決めるべく調査にかかつておるわけでありましかう

か、厚生省といたしましてはその調査を待つていたしたいと考へております。

○山下義信君 社会保障制度の調査を待たれるのも、まあ二つに分れる必要はないのでありますから、その方を待つとおつしやつてもそれでいいのであります。私の申ししておりますのは、社会保障制度審議會は、これは言ふまでもなく、脇道に入りますから触れませんが、これはあなたの審議會ではない、あなたの方の審議會ではない……

○國務大臣(林義治君) ちよつと……

審議會ではないのです。社会保障制度のために調査をやつておるのですから、官房でやつておるのです。

○山下義信君 それなら分りました。

いま一つ伺つて置きたいと思ひます。こ

とは、本法によりまする保護施設の問題でございます。これは今回の改正案

の一大特色なのであります。現在の保護施設に對しまして拡充強化の心持で

關係の法文が織込まれてあります。これらにもいろいろ問題があります。例

えば收容者に對しまするいろいろ、例

只今に關連して申せば、指導指示な

どを施設の長がする、又市町村長も指

導指示をする。一施設施設の長と市町村

長の指示と要保護者にとつてはこの法

律で見ると両方から受けなければなら

ん。そういうときに市町村長と施設の

長との間の要保護者の指導指示の關連

はどうするかと云ふようなことが、折

角調へても規定がない。いろいろ施設の

廃止等につきましてもなかなか重大

であります。そういうふうなときに

広くヒヤリングいたしまして適正な処

分をするといふようなこともない。い

ろ／＼規定の中にも考究すべき点があ

ると思ひますが、ともかく政府におき

ましては、この法律によりまして、言

うまでもなくこの法の建前が居宅保護

であります。それが保障制度の本筋

であります。この收容保護施設とい

うものに對しまして、今後の政府の方

針はどういふふうに考へておられます

か。この保護施設の全國に亘りますと

ころの各種の必要な施設の数の御調査

ができておりますか。どのくらいいる

であらうか。養老施設にいたしまして

も、その他の收容施設にいたしまして

も、どういふ地方にどの程度の施設が

必要であるか。どの程度拡充強化して

行かなければならんかといふことの御

調査ができて、それらの對策ができて

おりましかうか。今回のこの改正案

によりまするといふこと、いわゆる公

の支配に属するようになつてしまつ

て、そしてそれらの施設には公然と

補助が出るこの道が開かれておる。

これは非常に從來の難問題を解決しま

した劃期的な改正でございますが、それらに對しまして、法律だけでは作つてあるけれども、実行についての何ら具體的な計画がないといふのは私は用意が足りないと思つております。そういう點に對しましては政府の御用意といふのはどういふ用意を持っておられるか。大体でよろしいが、政府の方針は相當施設を拡充強化して、この方面に十分予算を精算してやつて見る考があるかどうか。相當の御計画が私にはなくてはならんと思ひますが、大臣の御見解を承つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(林義治君) 只今御指摘になりましたように、この生活保護に對しまする施設といふものは、十分これを充実するようになければならんと思ひます。幸にいたしまして今年度の予算におきましては、前年度から比較いたしますると予算の増加も見られております。現在の計画に基きまして、現在のところはほぼ充実に得られるだけのものはできはしまいか、尙將來につきましては私共も一段とこの施設については充実にせしめるようになつていきたいと思います。

○山下義信君 これは局長に伺ひますが、施設に對しまして、只今私の述べましたような各種の総合的計画とい

ものができておりますか、或いは又今後鋭意それをお立てになる考ですか。若しできておればどう御計画か、資料を頂戴したいと思ふ。若しできていなければ至急に計画を立てて、年々とつて来た予算を年々そのとき々にこれを振替くというのでなくして、相当の計画的なプランがなければならぬと考へるのではありませんか、それはどういふふうに用意される考でありますか、承つて置きたいと思ふ。

○政府委員(木村忠二郎) 戦争の終りました後におきまして、緊急に各種の施設の拡充をいたしたのでございまして、一応計画的に今後やらなければならぬといふふうに考へまして、一昨年度から計画的にやる大體の考を以らまして、各地方に對しまして、その地方におきます要保護者で以て施設に收容しなければならぬといったようなものについての調査をいたしますと同時に、それを收容するにいつたやういふ施設を作らなければならぬかといふやうな一応の調査をいたしたのでございまして、現在出ております調査資料は極めて不十分でございまして、これを以ちまして計画を立てるといふことが適當でないといふふうに一応考へられる。従いまして我々としては、今後できるだけこれを整備いたしまして、そして計画的に、年次計画でもできるだけ早く完成させるといふことを目的としましてやつて参りたいといふふうに思つておるわけでございまして、従いましてお手許に差上げるものができるやうなしつかりした資料というものは只今持合せておりません。ただ現在では、緊急生活保護法として参りました時代と違ひまして、作ります

ものにつきましたも、その配置その他につきまして大體重複或いは不足といふことがないように配分を考へて設置を認めるといふやうな状況に相成つております。

○山下義信君 今の内閣が社会保障制度に對して可成り熱意を持つておられますことは、私も大變嬉しいのであります。恰も英國のそれのごとく、保守党で以ていろ／＼口を切つて貰ひますことは、甚だ不思議な対象と申すか、奇縁と申すか、我が國もそれにならぬと申すやうで、私も大變多とするものでございまして、この我が國の現状から見ますと、私共生活保護法の劇期的改正、先ず公的扶助の面から口を開いて行こうといふことをいたした所以のものは、元來これは國家の予算でやり得ることでありまして、保険料の徴收、被保険者に負担せしめるといふやうなものと異なりまして、煩多なる問題がございせんので、極めて政治といたしましては、この対策としては簡単にでき得ると思ふのでございまして、先ず生活保護法の全面的改正から骨格を作つて行くことを期待しておつたのでございまして、この説明によりまして、この口が開かれたことは、しばしば申します通り私の多とするところでございまして、何といたしまして我が國の現状からいたしまして、徹底的に各種保険のみによつて保障し得られんことと言ふまでもないこととございまして、使節團の勧告書にも指摘されてあります通り、この公的扶助の持ちます重要な使命と申すか、占むべき点は、相當にこれが担つて行かなければならぬと私共は考へるわけでござい

ますが、従いまして今年の予算で以て相當大臣の御努力で見ざるべきものがありましたことは、我々も認めるのでございまして、昭和二十六年、來年度におきまして、一応現内閣としまして、今後政府といたしましては、この社会保障制度につきましてはどういふ考を持つておられますか。閣内にてのお話合、政府としての方針等どういふやうな考を持つておられるのでございましょうか。少くとも昭和二十六年には、相當程度各種の保障制度の実現をやつて見るという熱意を持つていかつておられますかどうか。これは率直に申しまして、あなたの内閣にこゝういふ重大な分配政策の解決を御注文申上げるのは無理かも知らんけれども、併しながら諸般の情勢上、今政局を担当しております政府が、國民のために、少くともこの制度のためには十分御尽力を先ず切開いて行かなければならぬ當面の政局を担当しておいでになるのでもありまして、政府としてこの社会保障制度の実現に向つてどういふやうな考を持つておいでになるのであらうかといふ点を、私はこの機会に承つて置きたい。それは当院におきましては本會議や我々の委員会におきまして、しばしば同僚議員からいろいろ伺ひますといふと、すべて保障制度に關連のありますやうな問題について伺ひますといふと、いつも審議会の答申を待つのだ、審議金が折角熱心にやつてくれているので、それが答申が出るのを待つて善処しよう、こゝういふやうにお答えになる。これは一種の逃げ口上のようにも見えますし、又審議会はあなたの政府の政策を調査立案する機關ではない。一応政府とは独立の

立場で以てできている審議會で、それでこそ國會から委員を送つてゐる。あなたの政府の政策の決定をする資料や調査をするために設けられた審議會ではないのであります。御参考にはなるでしょう。或いは勧告もいたすのでございましょう。併しながら政府におかれましては政府みずからの御決意といふものが或る程度、社会保障制度は俺の内閣ではこゝういふ程度まで進めて行こう、こゝういふ目算をつけて行こうといふお考があるべき筈でございまして、熱心なるあなたの方の人達もお出でになるのでありますから、相當の考があると思ふのであります。こゝういふやうなふうに考へておられるのであります。私は自由党の今の内閣のお考をこの機会に承つて置きたいと思ふ。

○國務大臣(林銑治君) 只今御指摘になりましたように、社会保障制度の問題につきまして、その答申を待つておるということとは決して逃げ口上ではないといふつもりで、委員長の大内博士その他、又最近におきましては末高委員などはアメリカの方にも行かれまして、そして近く帰られると共に適正なる社会保障制度に對するところの答申が得られるものと考へております。従いましてそれらの問題ができましたという場合においては、すべてのものが直ちに二十六年度においてできるかできないかといふことにつきましては、予算面に非常な重大なる關係を持つことと考へますが、この生活保護法の改正などの第一歩といたしまして、私共はその答申が得られました場合に於いては、すべてのものができるといふやうな予算の計上ができるということにな

れば誠に結構と考へますが、假に大蔵省が経済的な面などから考へてできないものとするならば、取敢ずできるやうなものでも一歩ずつ進んで私共完成を期するつもりであります。答申がすべてのものが出て参りましたといふ上におきましては、二十六年の予算を計上する上においては、厚生省にいたしましては我々はどこまでもこれを遂行し得られるやうに、予算を取り得られるやうに一段の努力をいたしましてこれが実現を圖つて行きたいと思ふのであります。

○山下義信君 私は重ねて大臣に御考慮を促して置きたいと思ふことは、國民の保障せられます生活の水準の程度、私はこれを低い水準に置きますことは、ただ単にその當面の対象者の不幸のみでなくいたしまして、國民全部の私は不利益であると思ふ。國として不利益であると思ふ。それで低い水準、こゝういふ保護の水準もこれは本當は高く引上げて、そして保護をいたします程度といふものを高く一応基準を立てておきまして、そして諸條件によりましてそれを適用しますものには段々引いて来る。こゝういふ條件の場合には低く、こゝういふ條件の場合にはこれだけ高くといふことになりまして、その必要の程度に即応するといふやうな建て方をいたして、國民の生活の水準をできるだけ高めるといふことの方がすべてあらゆる方面におきまして政治経済の復興を促進する所以とも相成り、延いては人口問題等の解決にも資し、或いは國家百年の國策の上にも私は裨益すると思ふのであります。この保護の基準を低め、國民の生活の水準を低いと

ころに止めて置いて満足することができ政治の在り方といたしますことは、国運の恢復發展上これは非常に逆効果でありまして、不利益であると考えるのであります。従いまして本法のごときも折角法文の上では先程大臣の言われましたように、この生活保障の性格に持つて行こうといたしながらも、実際の上におきましては費用の点からいたしまして段々枠をそこへ嵌め込みまして、いやが応でも水準を低目に止めて置きますということは、これは単に生活保護法を殺すということだけでなく、いたしまして、我國の国勢、国力恢復、すべての諸般の上におきまして私には不幸の上もないと考えるのであります。従いまして決して、たとえ保護であるからといって、その保護の基準を高めるからというて、或いは弊害があるなどというのを申しますことは非常に短見者の考え方でありまして、アメリカにおきましては……私はアメリカに参つたことはございせんが、文献に徴しても、公的扶助を受けます生活の水準は一般生活者とちつとも變りがない。日本におきましては何か厄介者を仕方なしにいや／＼辛うじてただ命を繋ぐ程度の保護に止めておるのが、それが政府の保護であるといつたような従来の恩惠的な、救貧的な考え方、そういうものでなくいたして、たとえ公で保護する保護でありまして、その与えるところの生活の水準というものは、少くとも労働力再生産に必要な程度の生活水準というものを与えて行かなければなりません。その生活水準を与えてこそ初めて生活の保障になるのでありまして、厄介者を養ひ殺しにするというような考

え方でなくいたしまして、当然再起の機会を与えるべきこの生活の保障でなくてはならぬのでありまして、帰するところは結局この法を執行する上において政府の考え方というものが、そういう考え方であるか、ただ単にこれは社会の落伍者を、いわゆる資本主義社会、自由競争に破れた者を、落ちた者をただ国の責任として抛つては置けぬから或る程度の保護を加えるのであるという、若し考え方でありするならば、根本的にこの立法の精神と相反するものでありまして、要はこの生活の水準、保護する水準というものを、國民の生活水準も高めなければなりませんし、この保護する生活水準というものが当然救貧的な惨めな生活水準より、やや人らしい、いわゆるこの立法者の今関係諸君が御苦労なさり、又政府、厚生大臣も御心配下さつた人らしい、人として相応しい、人として恥かしくない、恥かしい思いをしなないで済む程度の生活水準を与えるのでなければ、この法律は悉くこれは羊頭をかかげて狗肉を売るものである。うわべは改正した、うわべはこういう趣旨だと言つておきながら、實際は依然として救貧的な域から、救貧的なものに止まるというが、ごときものではこれは私はいけないのでありまして、この法律の施行に当られますそのときの内閣の、政府の決意を以ちましてできるだけ水準を引上げるといふことに御努力を願わなければならぬと考えます。只今のこの保護の与えられます扶助額の水準は一般消費者の生活の水準等から見ますといふと、辛うじて四〇%、三七%という程度の扶助しか与えられておりません。即ち勤労者、労働者のあの貧乏な生活のまたその四割、三割六、七分という程度の扶助額でございまして、それではいけません。今日の労働者も、失業いたしましたら生活保護によつて保障されるこの生活も、やはり労働者の勤務を致し得られる当時の生活状態が、同じ水準が与え得られることがこの社会保障制度の一環としての生活扶助でなくてはならぬと考える。私は多言を要しませんが、賢明なる大臣はよく御承知で、要はこの法を施行する面においていくばくかの予算が必要なりやという問題なんでありまして、ただ単に法律を作つただけでは何にもなりません。その裏付けは予算でありますから、この法律を本當に誠実に履行いたしますならば、どのくらいの予算が要するかどうかというものは固き決意がなくては到底この法というものは完全に行くことはできません。そこで先ずこれが社会保障制度の先驅として出て来るものでございまして、から、この法律が誠実に実行せられなければ、今後我が國の一大テーマであるべき社会保障制度に對しまして國民の大なる期待を裏切るものと言わなければなりません。どうかこの法律に伴います予算につきましては、私共御でございまして、内閣に見積りまして、少くとも三百億を要すると存じますが、いわゆるこの扶助額の基準の引上げ、範圍の拡大、各種の新たな保護の種類増加、或いは施設の強化拡充、或いは施設の最低基準の引上げ等々の補助等を勘案をいたしますならば、ややこの法は十分ではないけれども、この改正法案らしいような運用をいたそうといたしますと、少くとも三百億は私共は内閣に見積つても是非必要ではないかと考えます。それで辛うじて二百万程度の要保護者を十分これを保護して行ける程度ではないかと存ずるのであります。その点につきまして、只今から政府におかれましては、この法の施行の上におかれまして、予算上今年も御努力頂いたのでございまして、十分に一つ御尽力下さる御決意が、ありますかどうかということも、私はこの機会に承つて置きたいと思うのであります。

要ではないかと考えます。それです。御尤もでございまして、私共も今後におきましては、生活の最低と申しまして、お説のように成るべく向上を図つて行く意味に基いても、お説に従つて参りたいような心持ちを持つております。尙予算の面につきましては、只今のところからいたしましては、これくらいなところでほぼ用が足りるんじやなかろうか、将来につきましては一段と予算面におきましても充実に得られるように努力をいたしたいと考えております。

○山下義信君　まあこれは将来の希望でございまして、私は希望を表明したことにして置きますが、今の予算では到底この分の実行は不可能でございまして、尙政府は引續いて、要すれば、補正予算をお組みになる御努力をお願いいたします。

○委員長（塚本重藏君）　午後一時半まで休憩いたします。

午後二時開会

○委員長（塚本重藏君）　休憩前に引続き再開いたします。速記を止めて。

午後二時一分速記中止

午後二時五十分速記開始

○委員長（塚本重藏君）　速記を始めます。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後二時五十分散会

出席者は左の通り

委員長	塚本 重藏君
理事	藤森 眞治君
委員	姫井 伊介君
	中平常太郎君
	山下 義信君
	小林 勝馬君
	竹中 七郎君
	井上なつあ君
	小杉 椰子君
	穂積眞六郎君
國務大臣	林 譲治君
政府委員	厚生事務官（社会局長） 木村忠二郎君
	厚生事務局（社会局長） 官（社会局長） 小山進次郎君
	官（社会局長） 保護課長

昭和二十五年四月二十四日印刷

昭和二十五年四月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁